しかしながら、鶴岡市に存する山形県立鶴岡病院（以下「現病院」という。）は、当初の建築から40年以上が経過しているため施設の老朽化や狭隘化が進むとともに、機能面においても改善が必要な状況になってきている。また、山形県が策定した山形県保健医療計画において、精神医療基幹病院として、その医療機能の充実が掲げられている。

本件事業は、山形県鶴岡市茅原字草見鶴地内に現病院を移転整備するものであり、本件事業の完成により、山形県の精神医療基幹病院として救急医療システムの充実が図られ、児童思春期、社会的ストレスへの対応など、精神医療の確保及び水準の向上に寄与することが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年４月に任意で実施した調査によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により起業者が特別の措置を講ずるべき動植物は見受けられない。

また、本件事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、老朽化や狭隘化が進むとともに、機能面においても改善が必要な状況になってきている現病院を移転新築し、精神医療基幹病院となる県立病院を整備する事業である。

本件事業の起業地については、申請案と外２案について検討が行われている。申請案と外２案を比較すると、申請案は国道に近く他地域からのアクセスも良好であり公共バスの便が良いこと、近隣に福祉施設が集積しており、お互いに連携することにより機能の充実が図られること、長期入院者の社会復帰訓練に活用が見込まれる商業施設が集積していることなどから、社会的、機能的、医療的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、施設の老朽化や狭隘化が進むとともに、機能面においても改善が必要な状況になってきていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、鶴岡市長などから本件事業の早期改築について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山形県鶴岡市役所

○関東地方整備局告示第三百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十五日

関東地方整備局長　下保　修

一　路線名　一般国道一二七号

二　供用開始の区間　茨城県笠間市箱根字七洞五〇六番地先から同市箱根字四番地先まで

三　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月二十五日

○九州地方整備局告示第百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十五日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

第１　起業者の名称　熊本県

第２　事業の種類　一般県道益城菊陽線社会資本整備総合交付金（道路改良）事業（現道拡幅・熊本県上益城郡益城町大字惣領地内）

第３　起業地

１　収用の部分　熊本県上益城郡益城町大字惣領字水足、字野添、字木神、字高木及び字中道地内

２　使用の部分　熊本県上益城郡益城町大字惣領字木神地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県上益城郡益城町大字惣領字西宅地地内から同町大字惣領字萩之尾地内までの延長1,800mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般県道益城菊陽線社会資本整備総合交付金（道路改良）事業（現道拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道益城菊陽線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき熊本県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により熊本県が道路管理者であることなどから、起業者である熊本県は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、熊本県上益城郡益城町大字砥川の一般国道443号を起点とし、同県熊本市を経由して同県菊池郡菊陽町大字津久礼の一般国道57号に至る延長約19kmの路線であり、周辺に位置する九州縦貫自動車道、九州縦貫自動車道益城熊本空港インターチェンジと熊本空港を結ぶ県道熊本益城大津線、県道熊本高森線等と共に道路交通網を形成しており、沿線における経済及び文化の発展に大きな役割を果たしている幹線道路である。

本路線沿い及びその周辺には工業団地のほか、近年、熊本県民総合運動公園、大型ショッピングセンター等が整備され、それに伴い本路線の交通量は増加しており、幹線道路としての重要性は高まっている。

しかし、本路線のうち、本件区間は車道部幅員が4.5～6.0mの狭小な道路であり、通学路に指定されているにも関わらず歩道が整備されていない状況である。平成18年度に起業者が実施した道路交通量調査によると、本件区間の観測地点である益城町大字惣領字水足地内での本路線の交通量は7,397台／12h、大型車混入率12.3％となっており、普通車だけでなく大型車の通行も多いことから朝夕の通勤・通学時間帯を中心に交通混雑が発生しており、平成15年から20年までの６年間で35件の交通事故が発生している。